七ヶ浜町

子ども・子育て支援事業計画

一(平成27年度から平成31年度)一

うみ・ひと・まち 七ヶ浜
TOWN OF SHICHIGAHAMA

目 次

第 1 章 計画策定にあたって・・・・・・1
1. 策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 子どもをめぐる現状・・・・・・・4
 町の人口・世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・21
 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22 計画の視点・・・・・・・・・・・・・・・・23 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第4章 計画の内容・・・・・・・・・24
つどう ~子どもと親の成長を支える場づくり~1. 子育て支援センターの充実 ・・・・・・・・・ 252. 子育て情報と学習の機会の提供 ・・・・・・・ 263. 子どもの健全育成の推進 ・・・・・・・・ 27
4. 教育環境の充実 ・・・・・・・・・・ 285. 障害のある子どもへの支援 ・・・・・・・・ 30

ありさっ

すこやかな子どもたちの成長を願い

~ つどう・つながる・ささえあう ~

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域のつながりの希 薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤 立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域 をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築する ということが時代の要請であり、社会の役割となっています。

本町では、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画(前期計画)」を、平成 22 年には「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、『つどう・つながる・ささえあう』の3つの柱を基本に、若い世代が安心して子どもを産み育てることに夢と希望をもち、自然に恵まれた七ヶ浜で子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」にもとづく新制度により、地域住民のニーズを反映した平成27年度から5年を1期とする「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これを機に、七ヶ浜町長期総合計画でうたっている「子育て支援の充実」の施策をさらに推進してまいります。

また、計画策定にあたりまして、大きなお力添えを頂きました「七ヶ浜町子ども・ 子育て会議」委員の皆さま、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」やパブリックコメント」などにご協力をいただきました多くの町民の皆さまに心より感謝申し 上げます。

平成27年 3月

七ヶ浜町長 渡邊善夫

第1章

計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

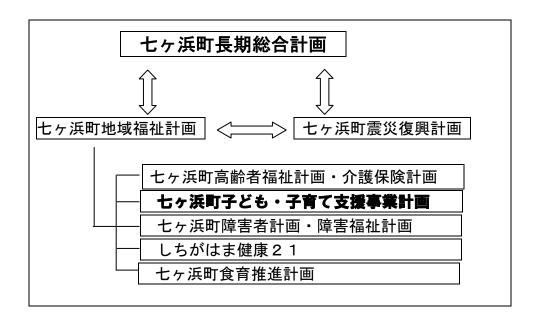
近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに関する助言、支援 や協力を得ることが困難になっているなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してお ります。さらに、少子化傾向により、乳幼児期に異年齢の中で育つという機会が減少している など、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。子どもは親にとってはもちろん、社会に とってもかけがえのない存在であり、地域一体となって子どもの成長や子育てをしている親を 見守り支えていくことが必要です。

親にとって、安心して子育てができ、子どもたちが地域で明るくいきいきと過ごし、多くの人がそれぞれの立場で地域の子どもたちに関わり、見守っていくことが必要です。本町では、「次世代育成支援対策推進法」をふまえ、これまで「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画」をもとに、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めて参りました。今後も、全ての子どもの健やかな育ちを実現させるため、次世代支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を一本化した「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組んでまいります。

2. 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、すべての子育て家庭と子どもたちを対象に七ヶ浜町がこれから進めていく子ども・子育て支援対策の目標や方向性を示すものです。

この計画は、地域社会での協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備等、総合的に子ども・子育て支援にかかわる施策を推進するものであり、関連する他の計画と連携・調整を図りながら進めてまいります。



3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援 法に基づく基本指針に即して、平成27年度から平成31年度までの5か年の計画となります。 計画の実施状況や生活環境の変化、社会状況、国や県の施策状況を踏まえ、必要に応じた見直 しを行い5年ごとに計画を策定していきます。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	平成32年度~

4. 計画の策定方法

(1)アンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を把握し、見込みを推計するとともに、子育て支援に係る保護者のニーズを把握するため、未就学児及び就学児童(小学1年生から4年生)の保護者を対象にアンケート調査を実施しております。

■調査対象及び回収状況

未就学児の保護者世帯数	660 世帯	就学児童の保護者世帯数	609 世帯
回収世帯数	463 世帯	回収世帯数	515 世帯
世帯回収率	70.2%	世帯回収率	84.6%

■調査実施時期 平成 25 年 11 月下旬から 12 月上旬

(2)計画の策定体制

策定にあたっては、子育て支援に関わる機関や団体等の代表者からなる「七ヶ浜町子ども・子育て会議」(委員12名)を設置し、地域福祉課(子育て支援センター)を事務局として計画の協議、検討を行いました。

第2章

子どもをめぐる現状

第2章 子どもをめぐる現状

1、町の人口・世帯数の推移

本町の人口は平成16年(21,650人)をピークに微減傾向でありましたが、東日本大震災を契機に一層減少しています。

(各年4月1日現在)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人口	21,247人	21,094 人	20,991 人	20,675人	20,133 人	19,874 人
世帯数	6,487 世帯	6,518 世帯	6,547 世帯	6,537 世帯	6,445 世帯	6,446 世帯
1 世帯あたり 人員	3.28 人	3.24 人	3.21 人	3.16人	3.12人	3.08人
19 歳未満の人	4,378人	4,256 人	4,180人	4,035 人	3,833 人	3,667人
人口に占める 19歳以下の構 成比	20.6%	20.2%	19.9%	19.5%	19.0%	18.5%



2、出生数・少子率・合計特殊出生率の推移

出生数の減少により、人口に占める子どもの割合が減少しています。

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
出生数	142人	137人	132人	99人	110人	105人
少 子 率	14.5%	14.2%	14.0%	13.7%	13.3%	13.0%
合計特殊出生率	1.20	1.21	1.18	0.94	1.08	
合計特殊出生率 (国)	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	
合計特殊出生率 (県)	1.29	1.25	1.30	1,25	1.30	

①出生数について

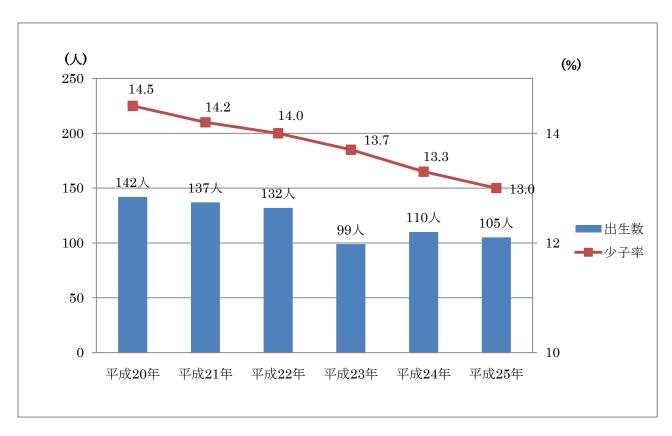
(七ヶ浜町)

出生数は平成 21 年分までは各年 4 月 1 日から 3 月 31 日までに生まれた子どもの数 平成 22 年分からは、1 月 1 日から 12 月 31 日までに生まれた子どもの数

(全国・宮城県)

出生数は各年1月1日から12月31日に生まれた数

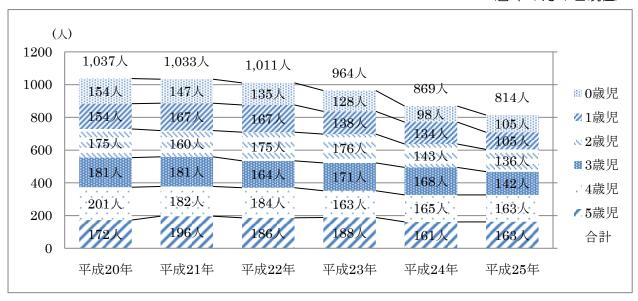
- ②少子率とは、15歳未満の人口が総人口に対して占める割合のことです。
- ③合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す指標のことです。



3、未就学児の状況・推移

保育所、幼稚園の対象となる5歳までの学年齢児童数は、平成21年の1,033人と比較すると、 平成25年は814人となり、219人減少しています。

(各年4月1日現在)



4、保育所・幼稚園等の状況

平成25年4月現在で、七ヶ浜町内における保育所・幼稚園の設置状況は、私立幼稚園が5か所、公立保育所が1か所、認定こども園2か所、心身障害児通園施設が1か所となっています。平成23年4月より認定こども園2か所が開設されたことにより、待機児童の解消となっています。

◆保育所の入所状況の推移

(県調査報告数)

年度	保育所	定員	〇歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳以上児	合 計
20	町立保育所	145人	3人	16人	28人	31人	69人	147人
21	町立保育所	145人	4人	16人	28人	31人	69人	149人
22	町立保育所	145人	6人	22人	26人	27人	75人	150人
	町立保育所	125人	4人	17人	13人	20人	61人	115人
23	認定こども園	50人	5人	6人	10人	12人	7人	40人
	総計	175人	9人	23人	23人	32人	68人	155人
	町立保育所	45人	3人	6人	18人	10人	41 人	78人
24	認定こども園	90人	1人	20人	16人	24人	28人	89人
	総計	135人	3人	26人	27人	34人	38人	167人
	町立保育所	90人	2人	10人	9人	16人	29人	66人
25	認定こども園	90人	4人	13人	24 人	28人	51人	120人
	総計	180人	6人	23人	33人	44 人	80人	186人

◆一時保育・特別保育事業利用の推移(延べ人数)

(年度)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
私的理由保育	1,066 人	868人	948人	605人	744 人	928人
緊 急 保 育	52人	18人	36人	78人	24 人	82人
特定保育	692人	650人	604 人	675人	853人	669人
計	1,810人	1,536人	1,588人	1,358人	1,621 人	1,679人

◆心身障害児通園施設(まつぼっくり広場)

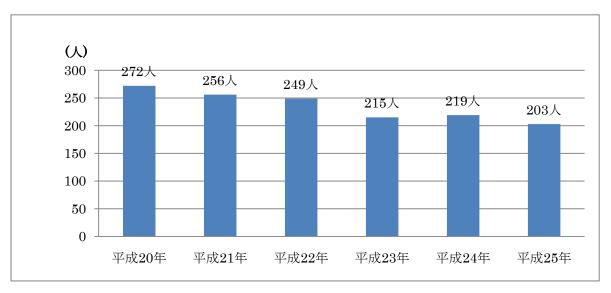
(年度)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
通園人数	163人	104人	127人	158人	346人
利用日数	58 ⊟	61 ⊟	75 ⊟	46 ⊟	141 ⊟

※開所日数・・・平成 21 年から平成 24 年までは週 1~2 日、平成 25 年は週 4 日になった。

◆幼稚園の入園児数の推移

(各年5月1日現在)



5、小学校・中学校の現状

町内には、3つの小学校と2つの中学校があります。小学校については、平成20年の児童数1,297人に対し、平成25年は1,109人と188人減少しています。中学校については、平成20年の児童数712人に対し、平成25年は635人と77人減少しています。

◆小学校の児童数の推移

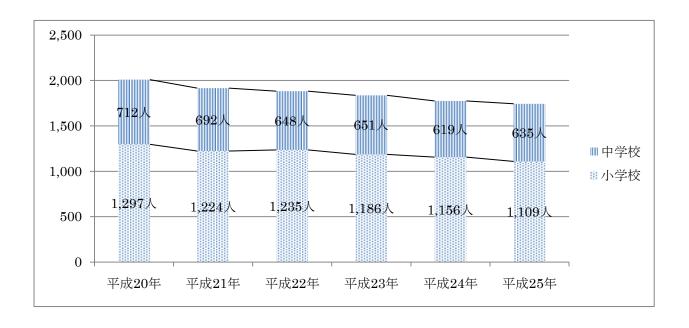
(各年5月1日現在)

小学校名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
亦楽小学校	418人	364 人	348人	325人	304人	302人
松ヶ浜小学校	322人	329人	368人	370人	374人	372人
汐見小学校	557人	531 人	519人	491人	478人	435人
計	1,297人	1,224 人	1,235人	1,186人	1,156人	1,109人

◆中学校の児童数の推移

(各年5月1日現在)

中学校名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
七ヶ浜中学校	335人	335人	306人	322人	295人	300人
向洋中学校	377人	357人	342人	329人	324人	335人
計	712人	692人	648人	651人	619人	635人



◆留守家庭児童保育館登録児童数

町内3小学校に隣接し、留守家庭児童保育館3箇所を設置しています。

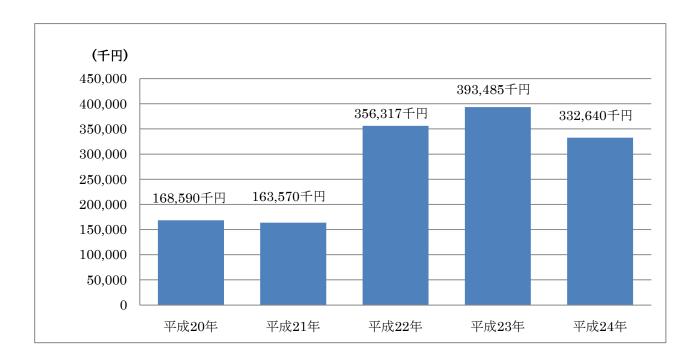
(平成26年4月1日現在)

区分	1 学年	2 学年	3 学年	合 計	備考
はまぎく児童保育館	24 人	11人	22人	57人	汐見小学校
さくら児童保育館	6人	5人	6人	17人	亦楽小学校
まつかぜ児童保育館	18人	13人	11人	42人	松ヶ浜小学校
計	48人	29人	39人	116人	

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
はまぎく児童保育館	69人	69人	59人	41 人	41 人	42人
さくら児童保育館	33人	29人	27人	33人	30人	26人
まつかぜ児童保育館	23人	27人	42人	43人	40 人	37人
計	125人	125人	128人	117人	111人	105人

6、児童手当・子ども手当の受給状況の推移

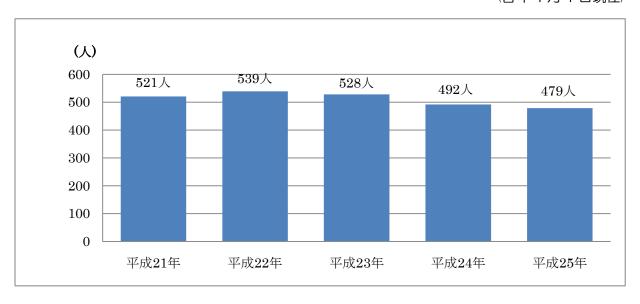
平成 21 年度までは、児童手当での支給が小学校修了前までが対象でしたが、平成 22 年 4 月から 平成 23 年 9 月までは子ども手当となり中学生まで支給対象が変更になりました。平成 23 年 10 月からの子ども手当(特別措置法)を経て、平成 24 年 4 月から児童手当での支給となっています。



7、ひとり親医療費助成対象者数の推移

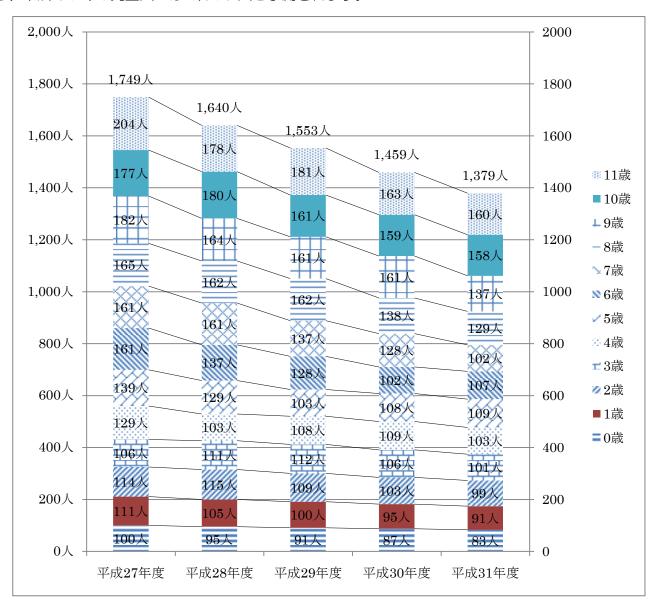
ひとり親医療費助成対象者は、平成 21 年の 521 人から平成 25 年の 479 人と 42 人減少となっています。

(各年4月1日現在)



8、児童の人口推計

平成 20 年から平成 25 年の住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計したところ、平成 31 年の児童人口は 1,379 人と予測されます。



資料: 平成20年から平成25年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート法による人口推計とは

コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。

9、町が実施したアンケート調査の結果より

1) 世帯状況について

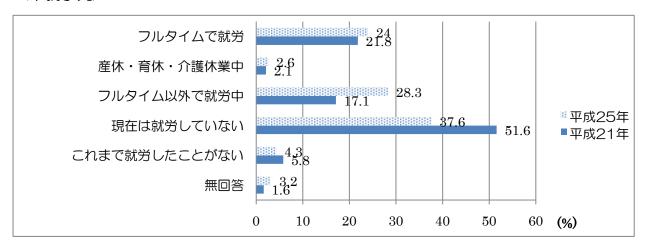
◆ひとり親家庭

	未就学児の保護者		就学児の	D保護者
年 度	平成 21 年 平成 25 年		平成 21 年	平成 25 年
ひとり親家庭	5.1%	8.8%	11.6%	9.7%

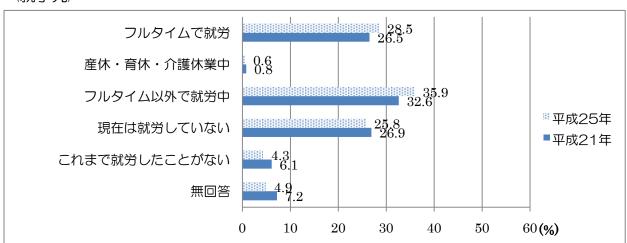
(H21年・・・次世代育成支援に関するニーズ調査より)(H25年・・・子ども・子育てに関するニーズ調査より)

2) 保護者の就労状況について

◆母親の就労状況 (未就学児)

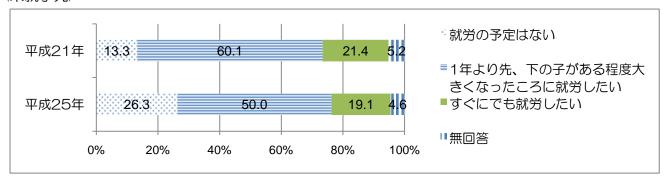


(就学児)



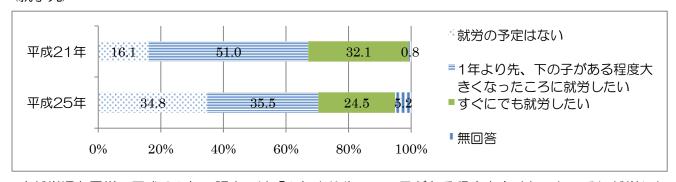
未就学児・就学児の保護者(母親)の就労状況は、「フルタイムで就労」「フルタイム以外の就労」とも前回より率が上がっている。特に未就学児の保護者(母親)では「フルタイム以外の就労」の率が上がっています。

3) 現在、就労していない保護者(母親)で今後就労希望について (未就学児)



平成 21 年の調査では「1 年先、下の子がある程度大きくなったころに就労したい」が 60.1% と最も多いです。一方、「就労の予定はない」13.3%となっています。平成 25 年の調査でも「下の子がある程度大きくなったころに就労したい」が 50.0%と多く、一方、「就労の予定はない」26.3%となっています。 平成 21 年の調査時よりも平成 25 年は就労希望率が 12.4%下がっています。

(就学児)



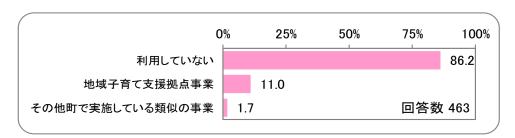
未就学児と同様、平成 21 年の調査では「1 年より先、下の子がある程度大きくなったころに就労したい」が最も多く 51.0%となっています。次には「すぐにでも就労したい」が 32.1%となっています。

平成 25 年でも「1 年より先、下の子がある程度大きくなったころに就労したい」が最も多く 35.5%、次には「就労の予定はない」が 34.8%となっています。平成 21 年の調査時よりも就労希望率が平成 25 年では 23.1%下がっています。

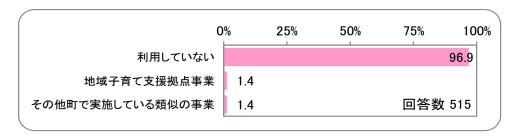
4) 地域子育て支援拠点事業の利用について

◆地域子育て支援拠点事業を利用していますか。

(未就学児)

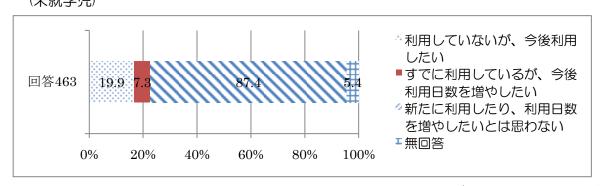


(就学児)



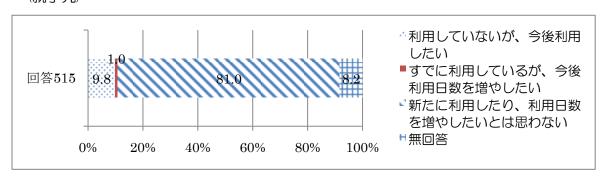
「地域子育て支援拠点事業」を利用しているという回答は、未就学児では 11,0%、就学児は 1.4% と、どちらも低い利用率となっています。

◆今後の利用希望について (未就学児)



回答者の3割弱は新規の利用あるいは利用日数の増加を希望しているが、7割は現状維持の意向を示しています。利用しやすい環境づくりが今後の課題と思われます。

(就学児)

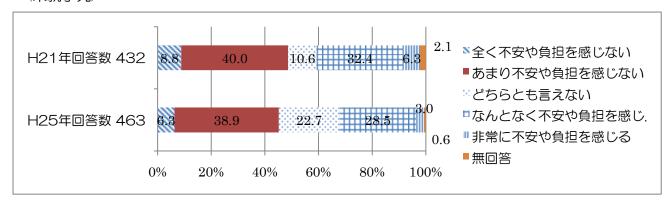


8割は現状維持の意向を示していますが、1割は新規の利用あるいは利用日数の増加を希望しています。

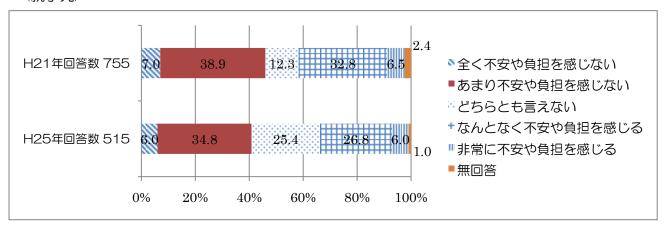
5) 子育てに関する保護者の意識

◆子育てに関する不安感・負担感について

(未就学児)

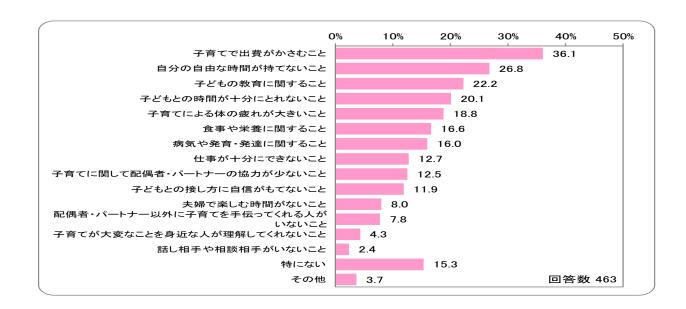


(就学児)



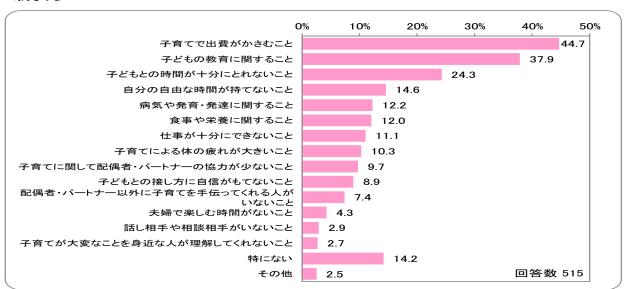
「まったく不安や負担を感じない」「あまり不安や負担を感じない」を合わせると H21 年の調査と H25 年の調査とも 40%台で、大きな差は見られませんでした。しかし「どちらともいえない」という回答が H21 年の倍になっています。

◆子育てをするうえでの負担や悩みについて(複数回答) (未就学児)



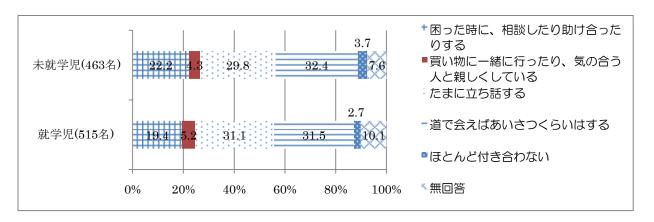
「子育てで出費がかさむこと」が36.1%と最も多く、次いで「自分の自由な時間がもてないこと」(26.8%) 「子どもの教育に関すること」(22.2%)の順になっており、4割近くが経済面での負担を感じているようです。 一方で「特になし」という回答が15.3%になっています。

(就学児)



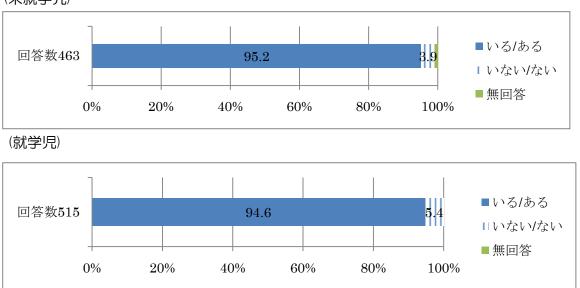
「子育てで出費がかさむこと」が 44.7%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」(37.9%) 「子どもとの時間が十分にとれないこと」(24.3%)の順になっており、半数近くが経済面での負担を感じているようです。

◆日頃、隣近所の方とどのようなお付き合いをしていますか。



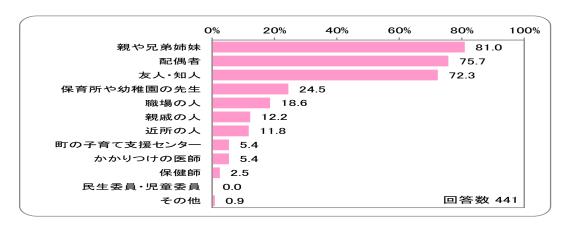
「道であえばあいさつぐらいはする」が最も多く、次いで「たまに立ち話をする」「困っているときに、相談したり助け合ったりする」の順になっている。「ほとんど付き合わない」という回答は少数となっています。ほとんどの回答者が程度の差はあるが、何らかのかたちで近所付き合いをしているという結果になっています。

◆子育てをするうえで、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。 (未就学児)



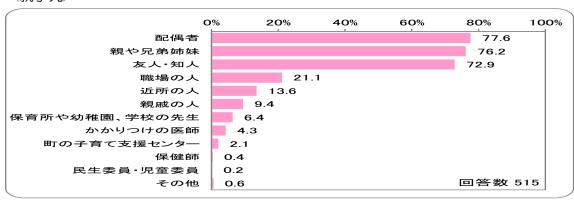
相談できる人(場所)については、未就学児・就学児とも回答者のほとんどが「いる/ある」という結果になっています。

◆子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか。 (未就学児)



「親や兄弟姉妹」が もっとも多く(81.0%)、次いで「配偶者」(75.7%)、「友人・知人」(72.3%) の順になっている。親族をはじめ友人や知人など、身近な人に相談しやすいという結果になっている。 また、「保育所や幼稚園の先生」など、子どもとの関わりが多い相手にも気軽に相談できるという 回答もみられました。

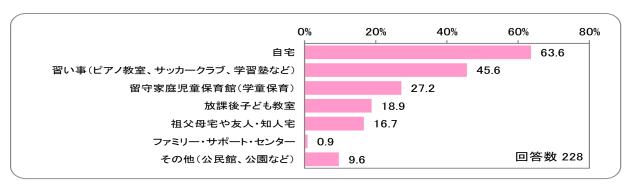
(就学児)



「配偶者」が最も多く(77.6%)、次いで「親や兄弟姉妹」(76.2%)、「友人・知人」(72.9%)の順になっている。配偶者をはじめ友人・知人など身近な人に相談しやすいという結果になっています。

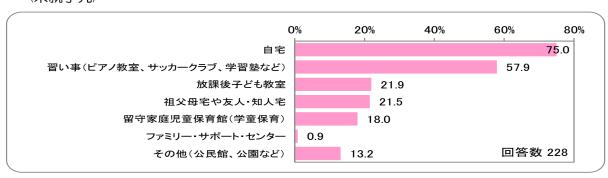
6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

◆小学校低学年(1~3 年生)のうちは放課後をどのような場所で過ごさせたいのか (未就学児)



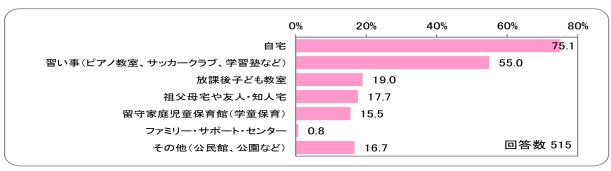
「自宅」が6割以上を占めている。それ以外では「習い事等」45.6%、「留守家庭児童保育館(学童保育)」27.2%の順になっています。

◆小学校高学年(4~6 年生)になったら放課後をどのような場所で過ごさせたいのか (未就学児)



低学年の利用希望と比べて「留守家庭児童保育館(学童保育)」の割合が1割低くなっており、その分「自宅」の割合が高くなっています。

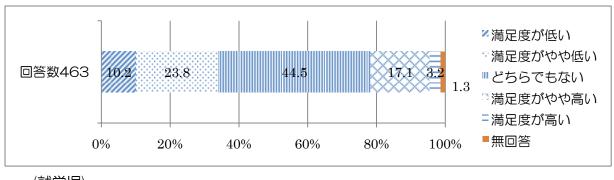
(就学児)

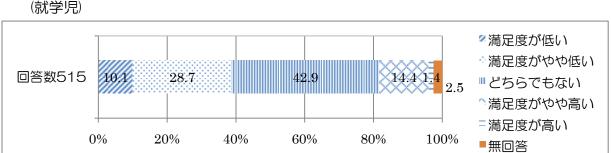


高学年での「留守家庭児童保育館(学童保育)」の利用希望の割合は低学年の利用希望より 1 割以上低くなっています。やはり自宅や習い事で過ごしたいという希望が高くなっています。

7) 子育て支援に対する要望等

◆地域における子育て支援への満足度について (未就学児)

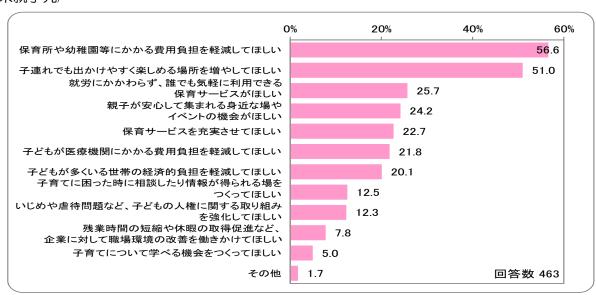




「満足度が高い」「満足度がやや高い」が未就学児では20.3%、就学児では15.8%と、「満足度が低い」「満足度がやや低い」よりも低い率ですが、「どちらでもない」が未就学児44.5%、就学児42.9%と高い率を示しています。

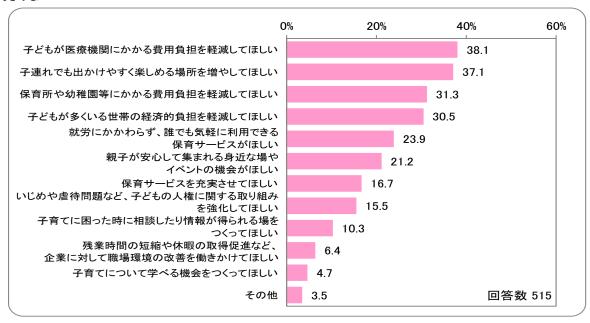
◆子育て支援に対する要望(複数回答)

(未就学児)



保育料や医療費など経済面での支援充実を期待している意見が多くなっています。また子連れで も気軽に出かけられる場所やイベントなど、子育て世代にやさしい環境づくりを期待する声や、保 育サービスの充実を期待する声も目立っています。

(就学児)

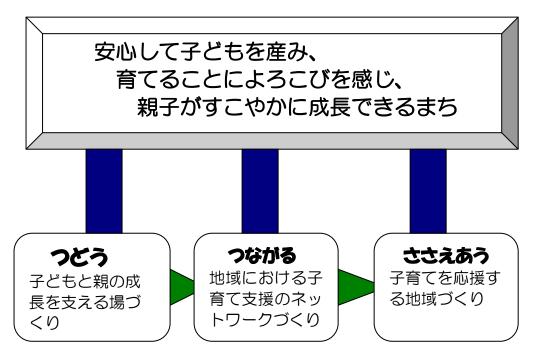


医療費の負担軽減や、子どもが多い世帯への経済的な支援を期待する意見が多くなっています。 また子連れでも気軽に出かけられる場所やイベントなど、子育て世代にやさしい環境づくりを期待する声や、保育サービスの充実を期待する声も目立っています。 第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、ひとりひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。私たちは、子どもたちを地域全体で見守り、育んでいかなければなりません。子どもたちが心身ともに健やかに育つためには、家庭・学校・地域・企業・ボランティア等を含めた地域全体の協力と連携が求められます。そして、子どもを産み、子育てをしたいと思える地域社会を築くことが大切です。このことから、七ヶ浜町における子育て支援の基本コンセプトを**つどう・つながる・ささえあう**の3つの柱として計画します。



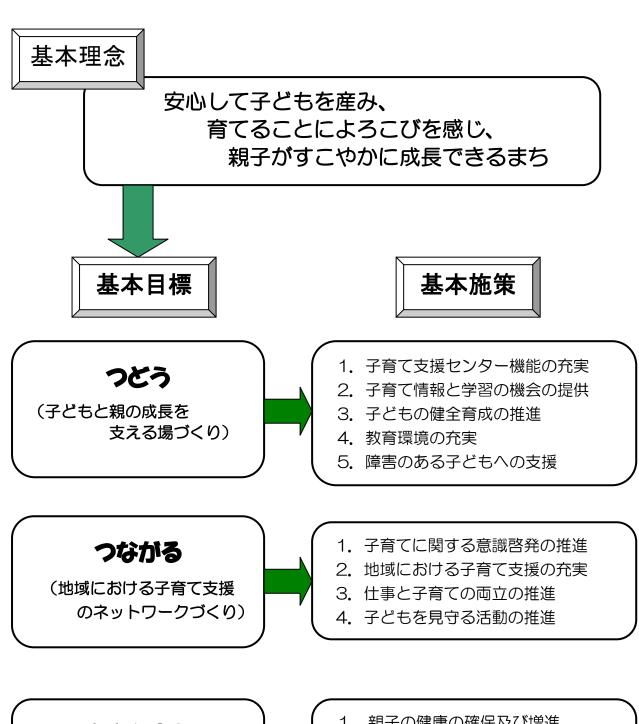
2. 計画の視点

計画の策定にあたり、次の視点を重視し、施策の立案、展開を図ります。

- 子どもを主体的に考える
- 子育ての基本は家庭である
- 父母や家族が協力しあい子育てする
- 子育て家庭をみんなでささえる
- ■まちの資源(ひと・もの・しぜん)を活かす

3. 計画の体系

基本理念、基本目標のもと、子どもと子育て家庭に関係する施策の展開を図ります。



ささえあう

(子育てを応援する 地域づくり)

- 1. 親子の健康の確保及び増進
- 2. 子育て支援サービスの充実
- 3. 経済的支援と住環境の整備
- 4. 子どもの安全の確保

第4章

計画の内容

つどう

~子どもと親の成長を支える場づくり~

■基本施策 1. 子育て支援センター機能の充実

子育て中の親が地域で安心して子育てができるよう、子育て支援センターを中心に、 相談や支援の場づくりを充実します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27年度 以降の目標
子育て支援セン ター事業の推進	地域の多様なニーズに 対応した総合的な子育 て支援活動や子育て環 境づくりについて関係 課と連携しながら推進 します。	平成 25 年度子育て支援センターが移設し、すまいる広場(自由来所)の開放日が毎日に拡大され、利用しやすくなりました。利用人数も増加しました。	充実
つどいの場の充 実 ・キッズルーム ・すまいる広場	キッズルームは中央公 民館に、すまいる広場 は子育て支援センター に設置し、未就学児の 子を持つ親子が気軽に 集い、相談・交流がで きる場の充実を推進し ていきます。	平成 25 年度利用状況 ・キッズルーム延べ 1,206 人、 ・すまいる広場延べ 2,972 人 年々利用者が増加し交流を深め られました。	継 続
親子ふれあいイベントの充実	子育て仲間が一同に「つどい」、交流を深めながら互いに「学び」「支えあう」ことのできるイベントを開催します。 ・親子すまいるフェスタ・春「親子ふれあい遠足」・秋「やきいも&芋煮会」・冬「クリスマス会」等	O 歳児から 3 歳児までの親子かが、多く参加しています。子どもの年齢や発達に応じた内容の遊びを提供することで、親子関係を豊かにし、子育てを喜び合う時間を共有することができる場になりました。	充実

■基本施策 2. 子育て情報と学習の機会の提供

親が自信と責任感をもって家庭での子育てができるよう、相談事業を充実するとともに、多様な子育てに関わる情報や学習の機会の提供を推進します。

		後期計画	平成27年度
取り組み	概要及び主な事業	平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	以降の目標
子育て相談窓口の充 実	子育て支援センター、健康増進課、教育総務課、生涯学習課及び遠山保育所が窓口となり、相談体制の充実を推進します。	身近で安心できる雰囲気の中で、子育てに関しての悩みや疑問を相談できる体制づくりを 進めました。	充実
子育て教室の充実	交流の場を提供し、子育てに関する知識と情報を提供します。 ・ベビーマッサージ・あそぼ・あそび等	各種教室の開催により、親子で楽しむこと、また、他の親子と親しくなる機会が増える場になりました。	継 続
子育て支援サービスに関する情報提供	子育て支援センター が情報を一元的に把 握し、保護者等への情 報発信を進めていき ます。	子育て支援センターでは、毎月 1回「すまいる通信」の発行を しました。 配布場所は ・子育て支援センター ・役場受付 ・母子健康センター ・生涯学習センター ・応急仮設住宅集会所 ・まつぼっくり広場等	継 続
家庭教育の充実	育児ゆうゆう広場、家 庭教育セミナー、図書 センター事業等(生涯 学習課が主催)で、子 育て相談や親子の交 流、講演会等の学習の 機会や情報を提供し、 家庭教育の充実を図 ります。	様々な交流活動をとおして、母親同士の交流や連携が図られました。	継 続

■基本施策 3. 子どもの健全育成の推進

子どもが地域において自主的に参加し安全に過ごすことができるような子どもの居場所づくりに努め、子どもの健全育成の推進を図ります。

		後期計画	平成27年度	
取り組み	概要及び主な事業	平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	以降の目標	
放課後児童の健全 育成事業の推進	児童で下校後保護者等が 家庭にいない者を対象 に、適切な遊びや生活の 場を提供し、健全な育成 を図っていきます。	平成 22 年度に第3 児童保育館、平成 24 年度に第2 児童保育館を改築し、町内3箇所で実施しました。	拡 充 対象児童の拡 大及び第 1 児 童保育館改築 予定	
総合型地域スポーツクラブとの連携	子どもたちの放課後の居場所づくりとして、小学校を拠点に健全育成を図っていきます。 ・ゆめキッズ教室事業主体: NPO 法人アクアゆめ	平成 17 年度から実施。 平成 26 年度登録状況 ・松ヶ浜小学校 5 人 ・汐見小学校 25 人 ・亦楽小学校 5 人 週1回実施しました。	拡 充 児童保育館と 放課後子供教 室の連携等の 検討	
学校施設の開放	放課後や休日における体育館、運動場等の学校施設の開放を行います。	学校教育に支障のない範囲で、町民の利用に供することで、生涯学習及びスポーツの推進を図りました。 小学校3校・中学校2校	継 続	
児童遊園等での遊 び場の確保	児童遊園や都市公園等の 管理を一元的に行い、児 童の遊び場を確保すると ともに、各種公園等の整 備を図っていきます。	地域住民の協力により、清掃、 除草等を行い、児童の遊び場 を確保しています。 遊具点検を定期的に実施し安 全対策に努めました。 ・児童遊園 11 箇所 ・遊具のある公園 1 7箇所 ・農村公園 2 箇所	継続	

■基本施策 4. 教育環境の充実

次代の担い手である子どもたちが、豊かな心・健やかな身体・確かな学力を育み、更に、大人となって家庭をつくり、子どもを育むことの大切さや意義を理解できる教育環境の整備を推進します。

		後期計画	亚 🕇 〇 乙 左 庄	
取り組み	概要及び主な事業	平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27年度 以降の目標	
スポーツ環境の整備	スポーツフェスタin 七ヶ浜で、幼児期から気軽にスポーツのできる環境づくりに努めます。また、スポーツが館活動を通して地域住民のコミュニティの形成を図ります。	平成 26 年度スポーツ少年団 ・加盟団体数 11 団体 ・登録者数 288 人 各スポーツ分野で活躍されています。	継 続	
芸術文化環境整備	舞台芸術活動に関わる 大材育成人材育成 大大村 大大村 大大村 大大村 大大村 大大村 大大村 大大	七ヶ浜国際村舞台芸術育成事業 として、毎週木曜日に定期レッ スンを行っています。 平成 26 年度 Groove 7 は 8 月に『大地の鼓動コンサート』 をNaNa5931 は 11 月に新作 『たゆたとうの不思議』を、公 演しています。 参加者の意識の向上と、地域に あける、創作舞台芸術並びにいま す。『親子すまいるフェスタ』は、これまで5回実施し、町内外よ りたくさんの家族がつどい、舞 台鑑賞を楽しみました。	継続	
児童国際交流活動	国際感覚を養うための 派遣、国際交流イベン トの事業を推進してい きます。 ・姉妹都市交流	平成4年度プリマス青少年訪問団の受入れを開始しています。現在までの実績・訪米青少年 延べ140人・来町青少年 延べ160人(受入れホストファミリー延べ149家族)多くの町民との交流や国際理解を進められました。	継 続	

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27年度 以降の目標	
社会教育施設等の利用活用の推進	社会教育施設等を活用し、学ぶ意欲・思考力、問題解決力まで含めた確かな学力を身につける取り組みを推進します。 ・セブンビーチアドベンチャースクール・セブンビーチ親子ふれあい塾	体験学習事業(合宿通学)4泊5日、アドベンチャースクール、だいぎ歴史体験等を実施しています。参加した子どもたちは、地域の子ども会活動を始め、様々な活動にリーダー的役割を果たしました。	継 続	
豊かな心の育成	子どもの豊海では、 一学では、 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	子どもたちが自らを地域の一員と意識するようになってきており、子どもゆめ議会での質問に関連し、子どもたちの活動により成果を挙げた事例も出るなど、よりよい地域づくりの実践に寄与しました。	継 続	

■基本施策 5. 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもが社会の一員として地域社会で主体的に生き、ともに成長できるような環境整備を推進します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 2	
相談体制の充実	発達の遅れや障害のある子どもの相談を実施するとともに、適切な療育指導や就学指導に努めます。	平成 18 年度より相談支援事業を実施し、保健・福祉・教育等関係機関の連携により相談体制の充実を図りました。	継	続
子育て支援サービスの充実	地域の実情や家庭の要請に応じて、受け入れ体制を整備します。 ・保育所入所・幼稚園入園・まつぼっくり広場・放課後ケア	平成 20 年度より障害児放課後ケアを実施し、障害児子育て支援の拡充を図りました。	継	続
特別支援教育の 充実	児童、生徒ひとり一人が よりよい学校生活を過 ごせる環境を整備しま す。	障害のある幼児児童生徒ひとり 一人の教育的ニーズに応じた指 導、支援の実現に向けて取り組ん でおり、平成 26 年度から特別支 援教育支援員 1 名を各学校に配 置し、児童生徒の学校生活をサポ ートしてきました。	拡	充
社会参加の促進	障害児、その親の社会活動、行事参加への促進を していきます。	日中一時支援等障害者地域生活 支援事業の充実について、第 3 期障害福祉計画を平成 25年度 に策定し取り組んできました。	継	続

つなかる

~地域における子育て支援のネットワークづくり~

■基本施策 1. 子育てに関する意識啓発の推進

地域の多くの人たちが子育てに関心を持ち・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を推進します。また、子育てに関する情報が広く行き渡り活用されるよう情報提供を充実してまいります。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成22年度から 平成26年度までの実績	平成 27年度 以降の目標	
子育て支援ネットワークづくり	子育て支援の機関、団体、 サークル等のネットワー クや情報交流の場づくり の充実を図り、サークル づくり、仲間づくりを支 援します。	子育て支援センターの掲示板の活用等により、サークルの紹介や遊びの教室等、サークルづくり、仲間づくりを支援してきました。	継 続	
子育てに関する 意識啓発	子育て支援の機関、団体、 サークル等に対し、情報 提供の充実を図りながら 子育てに関する意識啓発 をしていきます。 ・すまいる通信 ・広報誌 ・ホームページ	手づくり情報誌「すまいる通信」で、毎月子どものあそび、 しつけなど、サークルの紹介、子育てに関する情報を提供してきました。	継続	

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成22年度から 平成26年度までの実績	平成 27年度 以降の目標
子育て支援ガイ ドブックの作成	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援ガイドブックを作成、提供します。	町の子育て支援の施策をわかりやすく紹介するために、 出生届、転入届、相談者来所時において配布してきました。	継 続
ホームページの 充実	子育てサービス等の状況 についてホームページに よる情報提供を充実しま す。	子育て支援センターでは、子育て支援情報の提供をはじめ、行事や活動状況等の周知に努めました。	継続

■基本施策 2. 地域における子育て支援の充実

学校・家庭・地域の連携のもと、世代間交流や体験活動を充実し、子どもの健全育成を推進するとともに、家庭や地域における教育力の向上を図ります。また、地域における子育ての相互援助活動を活発にします。

取り組み	概要及び主な事業	後 期 計 画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27 年度 以降の目標
世代間交流の推 進 体験学習の推進	保育所、社会福祉施設、 社会教育施設等で交 を を を を を で の で で で で で で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の で の の で の の の の の の の の の の の の の	保育所の周辺に住む親子を招待して、もちつき交流会や地区老人クラブとの交流を実施しています。 生涯学習課主催による「保育体験学習」を実施し、向洋中でのキャリア教育支援は年2回ました。 運動会やおゆうぎ会では一般の町民も見学できるように必められました。	継続
学校、家庭、地域 連携の歯科保健 活動の充実	町内小中学校や地域に歯 科保健に関する情報提供 や啓発を行います。	町内小中学校への情報提供や 歯科指導への助言・協力を行 いました。	継 続
地域での食育推 進 生産者、事業者の 食育啓発	食に関する学習の機会や情報の提供に努めます。 生産者、事業者との協力による見学、体験学習や食に関する学習を通して、食育の啓発に努めます。 ・親子料理教室・子ども料理教室	調理体験を通して、地域の食材や食文化の学習及び食生活の大切さについて啓発活動を行ないました。 食育に関する取り組みについては、各関係団体と連携を取りながら、よりよい食習慣の励行を進めました。	拡充

TD 10 40 7		後期計画	平成 27 年度
取り組み	概要及び主な事業	平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	以降の目標
健康づくり推進 員活動の充実	地域において、食生活・ 運動・休養など生活習慣 に関する総合的な健康づ くりの支援活動を充実し ます。	平成 22 年度に活動の充実を 図るため、食生活改善推進員 組織と保健推進員組織が統合 し、「健康づくり推進員」とし て活動しました。各地区にお いて、健康づくりの支援活動 を実施しました。また、住民 との対話訪問活動も積極的に 取り組みました。	拡充
民生委員児童委 員活動の充実	民生委員児童委員との連携を図り、子どもや家庭 に対する相談、援助活動 の充実を図ります。	主任児童委員を中心に、児童 虐待やいじめの早期発見・情 報収集、一人親家庭等に対す る相談活動を進め、要保護児 童対策に努めました。	継 続
地域防犯活動の 推進	町内会や民生委員児童委員等の協力による地区内の防犯パトロール活動や防犯ネットワークづくりを推進します。 ・防犯パトロール ・子ども110番の家	町防犯協会や町内会子ども 110番の家の協力により、子 どもたちの安全・安心のため の見守り活動として、防犯パ トロールや防犯活動推進を行 ないました。	継 続
子育て支援ボラ ンティアの育成	ボランティアの人たちに は、子育て支援センター を活動拠点として、各種 行事等に積極的に参加し てもらい、子育て親子へ の大きな力として支援し てまいります。	子育て支援をするボランティアが増え、子育て支援センターが活動の場となっています。親達が子育て支援センターで仲間づくりをし、支援してくれる人達の力を借りて、自分たちで企画・運営する自主活動も開催しました。	継 続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27 年度 以降の目標
福祉教育の充実	地域や学校における福祉 体験及び福祉出前講座を 開催し、福祉に対する理 解を高めてまいります。 町ボランティアセンター をはじめ町社会福祉協議 会等と連携協力しなが ら、講習会の開催や研修 を開催します。	中学校におけるキャップハンディ体験及びボランティア体験を学年毎に、段階的福祉教育プログラムで開催してきました。全学年で年2回通学途上のゴミ拾いや各小中学校合同の海浜清掃を行ないました。	拡充

■基本施策 3. 仕事と子育ての両立の推進

親と子どものふれあう時間や家庭の役割の重要性を考慮し、親の仕事時間と 生活時間のバランスをとることや職場での子育て家庭を見守る意識の向上に取 り組みます。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27 年度 以降の目標
男女共同参画の 推進	豊かな家庭生活の実現を 目指し、さまざまな機会 や媒体を通じて、男女共 同参画意識の啓発を促進 します。	国や県の取組み情報や活動状況の啓発パンフレットなど、 町内公共施設を通じて周知しました。また、企業や関係団体等にも配布しました。	継続
育児休業制度の 普及啓発	事業所における育児休業 制度の一層の普及を促進 するため、啓発に努めま す。	国や県の取組みなどの啓発パンフレットを町内の公共施設を通じて配布しました。	継 続
再雇用・再就職の促進	妊娠、出産、育児により 一時退職した女性の再就 職を支援するための相談 や情報、学習の機会の提 供に努めます。	母子手帳交付、子育て相談及 び一時保育や保育所入所相談 等、子育て支援にかかる情報 提供を行いました。 また、一時保育預り等の実施 により、再就職などの就労機 会の拡大に向けた支援を行い ました。	継続
父親の家庭及び 学校、地域活動へ の積極的参画の 推進	子どもの参加するイベント、学校行事、余暇活動に父親も積極的に参加する機会を持つよう働きかけます。	母子手帳の交付や乳幼児健診 及び子育てイベント等に父親 の参加が多く見受けられるよ うになりました。 スポーツ少年団を通じた父親 同士の交流が図られました。 町内小・中学校では「親父の 会」が組織され、活動してい るところがありました。	継 続

■基本施策 4. 子どもを見守る活動の推進

子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害するといえる児童虐待やいじめなどに対して、要保護児童対策地域協議会を設置し、学校・地域・行政・関係機関が連携して取り組みます。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27 年度 以降の目標
要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止等のでは 一クの充実によれる図のによるのででは 大きにはなるのでででである。 大きででででは、 にはなるででででは、 にはなるでは、 にはなるでは、 にはなるでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	保健、教育、福祉、司法関係 機関等の関係者により構成されている「七ヶ浜町要保護児 童対策地域協議会」を開催しています。 関係機関と連携し、要保護児 童の早期発見に努めました。 また個別検討会議を随時行ない、意見やアドバイスをもとに、適切な支援対策を行ってきました。	継 続
相談体制の充実	地域に密着した相談の充 実を図るとともに、要保 護児童に関する通告義務 についての広報・啓発に 努めます。	毎年 11 月の児童虐待防止推進月間に、関係機関にポスター掲示の依頼やぼっけまつり時にチラシ配布をするなど防止に向けての啓発活動を展開してきました。	継 続
支援体制の充実	子どもたちの虐待防止に ついては保育所や幼稚 園、学校などと連携し、 早期発見・早期対応に努 めていきます。 ・保健、教育、福祉等の連 携	虐待と思われる状況に応じて、報告や現地確認が認められるようになり、初期の段階から状況把握できる体制づくりが進められました。情報を共有し早期発見・早期対応に取り組んできました。	継 続

ささえあう

~子育てを応援する地域づくり~

■基本施策 1. 親子の健康の確保及び増進

保健・医療の連携を図りながら、健康診査や発達相談を拡充し、地域における母子保健施策を推進します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27年度 以降の目標
妊婦健康診査事 業	妊婦が、安全・安心な出産を迎えることができるよう、医療機関による妊婦健診などの活用を進めてまいります。	安心して出産を迎えられるために、妊婦健診の助成を行っています。さらに、多胎妊婦に対する追加助成や里帰り出産(県外医療機関)への償還払いによる助成を実施しました。	継 続
不妊治療対策	子どもを産みたい方々 に対する不妊治療の支 援と情報提供の充実を 図ります。	県の特定不妊治療費助成事業 等に関する情報提供を実施し ました。	継 続
乳幼児健康診査 事業	子どもが健全に育まれるために、発育・発達を確認し、疾病等を早期発見し、必要な支援ができるように努めます。	母子手帳交付時から、様々な機会に、乳幼児健診に関する啓発・受診勧奨を行ないました。また、乳幼児健診の未受診者に対しては、状況把握に努め、受診勧奨等により、受診率の向上及び必要な支援が受けられるよう努めました。	継 続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27年度 以降の目標
乳幼児発達相談 事業	発達や子育てに支援が 必要な親子を対象に、健 やかな発達を促すため、 幼児健診等において発 達相談を実施します。	身近な所で専門的な相談を受けることができるため、相談件数は増加傾向にありました。 幼稚園や保育所とも連携を図りながら、子どもの健やかな発達支援や育児不安軽減に努めました。	継 続
予防接種事業	乳幼児を感染症から守るために、集団及び個別の予防接種を実施し、予防接種率の向上に努めます。	予防接種法改正に伴う、定期予防接種の増加に合わせ、個別通知や関係機関との連携等により、予防接種しやすい体制づくりと接種率向上に努めました。	継 続
小児救急医療	平日夜間診療医療機関 の充実を図るとともに、 小児・乳幼児の救急医療 の確保、充実を図りま す。	塩釜地区休日急患診療センターにおいて、小児科(15歳以下)の診察を土・日曜日・国民の休日等に行われました。	継 続
乳児家庭全戸訪問(新生児・妊産婦訪問事業)	保健師、助産師などによる家庭訪問指導を行い、 発育測定、発達相談や子育て相談の充実に努めます。	乳児家庭全戸訪問事業として、 新生児・妊産婦の訪問は、9割 以上の実施率を継続しました。 妊婦には、窓口や電話相談にて 個別に対応し、医療機関との連 携も図りました。	継 続
歯科保健の推進	乳幼児から学童期に、う 歯予防に関する情報提 供等と連携を図り歯科 保健の推進に努めます。	乳幼児期の健診や健康相談等において、歯科診察や指導を実施しました。また小・中学校への歯科保健に関する情報提供や連携に努めました。	継続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から	平成 27年度 以降の目標
食育啓発・食育推 進会議	望ましい食習慣の形成を図るため、乳幼児期から食育の啓発を図っていきます。また、食育推進会議を中核として指導・支援の充実を図ります。	平成 26 年度までの実績 七ヶ浜町食育推進計画のもと、 望ましい食習慣の形成を図る ため、関係機関との連携のもと に継続的に指導・支援を行いま した。	拡 充
思春期保健対策	思春期における心身の 問題について、関係機関 との連携により相談体 制の充実を図ります。	相談や訪問等の個別対応と必要に応じた関係機関との連携を図りました。	継 続
未熟児養育医療給付事業	出生体重 2,500 グラム 以下で医師が養育治療 を必要と認める未熟児 に対し、生後速やかに指 定医療機関において養 育に必要な医療の給付 を行います。	平成25年度より県から権限移譲された事業。未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことが多いことから、未熟児が出生した際、生後速やかな対応を行いました。	継 続

■基本施策 2. 子育て支援サービスの充実

子育ての形態が多様化している中、すべての子育て家庭への支援を行うため、 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実します。

		後期計画	双式 0.7 年度
取り組み	概要及び主な事業	平成 22 年度から	平成 27年度 以降の目標
		平成 26 年度までの実績	
養育支援家庭訪 問事業	乳児の養育について支援 が必要である家庭に対 し、育児家事支援員等を 派遣し、必要性に応じて 専門的な支援を実施して います。	平成 22 年 10 月 1 日より事業を開始。 母子手帳交付及び出生届時の相談において、対象者の把握に努め、必要な専門的支援を受けられるよう努めました。	継続
一時預かり事業 (一時保育事業) 特定保育事業	保護者の育児疲れに対するリフレッシュ保育、入院、出産などの一時保育サービスを充実していきます。	年々利用者が増加し、母親へのサポートと同時に子どもの発達を促す場にもなっています。 【利用状況(延べ人数)】 ・平成24年度1,621人 ・平成25年度1,679人 (1歳の誕生日から就学前の子どもが利用できます。)	拡充
幼稚園預かり保 育事業	保護者の就労形態の多様 化に伴い、預かり保育の 実施について充実を図り ます。 ・町内私立幼稚園5箇所	私立幼稚園で、幼稚園の退園 時間からの預かり保育を実施 しました。	継続
通常保育事業	家庭において、日中保育 に欠ける子どもの保育を 行い、健全育成を図りま す。また、保護者支援及 び地域の子育て家庭に対 する支援を行います。	平成 23年度に認定こども園が2か所整備され、町立保育所1か所と合わせて計3か所になったことで待機児童が解消されました。 遠山保育所 定員 90名認定こども園遠山保育園 定員 70名認定こども園汐見台保育園 定員 40名	拡充 (定員) 認定こども園 遠山保育園 75名 認定子ども園 汐見台保育園 55名

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成 27年度
取り組み	阪女汉ひ土は争未	平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	以降の目標
特別保育事業	保育サービスの拡充を図 ります。 延長保育時間 (町立保育所) 18時30分~19時 (認定こども園) 18時30分~19時30分 障害児保育	就労しながら子育てをする家庭への支援として行っています。 障害児保育は、3歳くらいまでまつぼっくり広場に通い、その後は幼稚園に通園する傾向が見られました。	継 続
病後児保育事業	保護者の就労等により病 気回復の過程にある児童 の保育に支障がある場 合、施設に付設専用スペ ースで預かる事業を行 い、子育て家庭に対する 支援をします。	専用スペース及び看護師の配置に伴う費用等の問題があり、導入については難しい状況にありました。	事業の実施 (新規事業)
認定こども園事業	就学前の子どもを対象に 教育・保育を行い、子育 て家庭を支援します。	平成 23 年 4 月に2か所開所されたことにより、子育て家庭への支援が行われ、待機児童解消にもなりました。	継 続
ファミリー・サポ ート・センター事 業	育児の援助を受けたい人 と提供できる人が会員登録し、センターの調整の もと援助を提供する会員 宅で子どもを預かる事業 を行い、子育て家庭に対 する支援をします。	サービスを提供できる人材の 確保が難しく、事業の実施に ついては難しい状況にありま した。	事業の実施 (新規事業)

■基本施策 3. 経済的支援と住環境の整備

地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、経済的負担の軽減及 びバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、公共施設の整備等を推進し ます。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成 27 年度
以り祀の	(城女以び土は争未)	平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	以降の目標
子ども医療費助成	医療費の一部を助成し、 適切な医療と受診の機 会を確保することによ り児童の福祉の増進を 図っていきます。	平成 25 年 4 月 1 日より乳幼児医療費助成制度が子ども医療費助成制度に改正。対象年齢が義務教育就学前だったものが入通院ともに 12歳到達後最初の3月31日までに拡大しました。	平成 27 年 4 月 1 日より入通院 ともに 15 歳到 連後最初の 3 月 31 日までに 拡大
ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、 医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努めます。	配偶者のいない女子又は男子 と現に扶養を受けている児童 並びに父母のいない児童で構 成されている家庭に対して医 療費の軽減を図りました。	継続
児童手当事業	子どもを養育する家庭 の生活の安定と次代の 社会を担う児童の健全 な育成及び資質の向上 のため、児童手当の支給 を行います。 ・年3回支給	平成 24 年度に子ども手当(特別措置法)から児童手当に移行し、同年6月支給分から所得制限(特例給付)が設けられました。児童1人当たり、3歳未満は月額15,000円。3歳以上小学校終了前(第1子・第2子)月額10,000円。(第3子以降)月額15,000円。特別給付(所得制限限度額以上の場合)月額15,000円	継続
児童扶養手当事業	母子父子家庭等への児 童扶養手当の給付を行 い、生活安定を図ってい きます。 ・年3回支給	母子父子家庭等の生活安定の 一助として、制度が着実に根付 いています。受給者数はここ数 年横ばい状態が続いています。	継 続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画 平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27 年度 以降の計画
幼稚園就園奨励費 補助	幼稚園に子どもを通わせている家庭の経済的負担を軽減するため、所得に応じて保育料等を減免・補助します。	平成 25 年度実施状況 園児数 276 人 内訳:第1子171 人 第2子 98 人 第3子以降 7人 就園奨励費の助成により、幼児 教育の円滑な実施が図られま した。	継 続
児童生徒就学援助	小中学生の保護者の負 担軽減に努めます。	経済的理由により、就学困難な 児童生徒について、学用品費等 の援助を行いました。	継続
住環境の整備	公園・緑地環境や道路などの整備に努めます。	公園、緑地の除草、清掃、剪定 及び遊具の点検、修理を実施し 安全な遊び場確保に努めまし た。 道路改良。補修及び歩道の設置 を実施し車輌交通の安全確保 及び歩行者保護に努めました。 幹線道路の整備補修について は、道路整備中期計画に基づき 実施しました。	継 続
良好な住宅の確 保・情報提供	子育て世帯への支援に 関する住宅確保の情報 提供を行います。	県、町営住宅の情報提供や問合 わせ等に対応しました。	継続
人にやさしい公共 施設	公共施設等における妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できるような公共施設の充実を図ります。	七中、向洋中とも多目的トイレ を新設しました。	生涯学習セン ターにエレベ ーター、手す り、点字プロ ックの設置

■基本施策 4. 子どもの安全の確保

地域における自主防犯活動、事故や犯罪を未然に防ぐまちづくりを進め、子どもを交通事故や犯罪の被害から守るための取り組みを推進します。

		後期計画	計画
取り組み	概要及び主な事業	平成 22 年度から	平成 27 年度
		平成 26 年度までの実績	以降の目標
子どもの非行防止・健 全育成活動の推進と 啓発	子どもの非行防止や健全育成に関する相談体制・情報提供の充実を図ります。 ・青少年健全育成・社会を明るくする運動	平成 26 年度「青少年健全育成七ヶ浜町民会議」は83機関(団体)で構成されており、研修会等を実施しました。	継続
事故や犯罪防止に配慮した環境設計の整備	子どもが事故や犯罪等の被害に遭わないよう、道路・公園・公共施設等を整備します。 ・交通環境の整備・防犯施設整備・緑地の整備・防犯広報啓発	交通事故防止のため、横断歩道の 補修や、カーブミラー・交通標識 の設置を行っています。また、犯 罪防止においては、防犯灯の設置 及び修繕や町防犯協会によるパ トロールを実施しました。	継 続
交通安全教室の推進	子どもの交通事故防止 のため、交通安全指導隊 及び各種団体、関係機関 等との連携・協働による 取り組みを行っていき ます。 ・交通安全運動 ・通園通学路の安全点検 ・交通安全教育の啓発	町内、各小学校で交通安全教室が 実施されており、これに伴い交通 安全指導隊も出席し指導を行な いました。	継 続
チャイルドシートの 使用啓発	各種行事でのチャイル ドシート展示、装置指導 による普及啓発を図り ます。	町及び交通安全各種団体の啓発により、着用率が増加しています。 チャイルドシート・ベビーシートの貸出も実施しました。	継 続

次世代育成支援行動計画—後期計画重点目標の進捗状況

目標	項目	平成 22 年度~平成 26 年度		
	坦	実績		
	子育て支援総合窓口として、子育て支	子育て支援センターを整備し、活動拠点として		
地域子育て	援センター機能の充実	の機能を推進してきました。		
支援拠点機	子どもの遊び、健康増進、情操を高め	子育て支援センター等関係施設にて支援の推進		
能の充実	ることを目的とした支援施設の検討	をしてきました。		
	福祉教育の展開	関係機関との連携にて展開されてきました。		
	留守家庭児童保育館運営にかかる外	未実施により、引き続き検討していきます。		
放課後児童	部委託の検討			
健全育成の	放課後の居場所づくりや地域活動拠	第2児童保育館や第3児童保育館が改築され、		
充実	点の拡充	放課後の居場所づくりや地域活動拠点の拡充が		
		図られました。		
	幼保連携型認定こども園による保育	認定こども園が 2 か所開所し、保育の拡充が図		
夕送たフ☆	の拡充	られた。		
多様な子育して支援サー	子育て経験者等の人材活用による子	ボランティア活動が活発に行われ、子育て支援		
ビスの充実	育て支援の充実	が図られた。		
ころのが美	保育所計画にかかる遠山保育所改築	平成 24 年度に遠山保育所を改築しました。		
	の検討	(目標達成)		

平成 27 年度~平成 31 年度の重点目標

■地域子育て支援拠点機能の充実

○子育て支援総合窓口としての子育て支援センター機能の充実

■放課後児童健全育成の充実

- ○留守家庭児童保育館運営にかかる外部委託の検討
- ○第1児童保育館の改築により安全・安心に過ごせる環境の提供

■多様な子育て支援サービスの充実

○ファミリー・サポート・センター事業等の展開による子育て支援の充実

第5章

教育・保育、地域子ども・ 子育て支援事業について

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について

1. 幼児期の教育・保育提供の区域設定

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」「確保方策」の単位として、提供区域の設定が義務付けられています。町としては、各施設や事業の現在の実施状況や利用状況などを勘案して、以下のように区域を設定し、今後の需要の変化に適切に対応しながら、多様なサービスの提供を推進します。

分類		施 設・事業名	区域	
	教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園		
教育・保育	地域型保育事業	家庭的保育・小規模保育	町内全域	
	地以至休月争未	居宅訪問型保育・事業所内保育		
	① 利用者支援に	関する事業		
	② 地域子育て支	援拠点事業		
	③ 妊婦健康診査	町内全域		
	④ 乳児家庭全戸			
	⑤ 養育支援家庭			
地域子ども・子	⑥ 子育て短期支			
育て支援事業	⑦ 子育て援助活			
	(ファミリー・†			
	⑧ 一時預かり事			
	⑨ 延長保育事業			
	⑩ 病児・病後児			
	⑪ 放課後児童ク			
	(放課後児童健全	全育成事業)		

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所を利用する際には、教育・保育の必要性に応じて、次の3つの認定区分により町の認定を受ける必要があります。また、新制度の施行に伴って、地域型保育事業が新設されます。

【給付対象児童の認定区分】

	学校教育	保育の必要性あり
3~5歳児	【1号認定】	【2号認定】
O~2 歳児	_	【3号認定】

【支給認定区分の内容】

	認定区分		利用できる
	弧 足 区 刀	給付の内容	教育・保育の場
1号認定	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、保育の必	教育標準時間※	幼稚園
	要でない者	教育标华时间%	認定こども園
2号認定	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の	保育標準時間※	保育所
乙亏邮件	労働又は疾病その他の事由により保育が必要な者	保育短時間※	認定こども園
	 満 3 歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の	保育標準時間※	保育所
3号認定	満 3	休月惊华时间** 保育短時間**	認定こども園
	万割又は疾例での他の争出により休月が必要な台 	体目应时间%	小規模保育等

※教育標準時間: 幼稚園の教育時間を想定した利用時間 ※保育標準時間: フルタイム就労を想定した利用時間 ※保育短時間: パートタイム就労等を想定した利用時間

【家庭的保育事業等(地域型保育事業)】

事業の種類	内容
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育
多姓的休月争来 	を行います。
小規模保育事業	少人数(定員 6~19 人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ
小祝侯休月尹未 	細かな保育を行います。
居宅訪問型保育事業	保護者の自宅で 1 対 1 での保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育し
尹未ががは目	ます。

【新制度における給付対象となるための認可と確認】

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
	認定こども園		
教育・保育施設	幼 稚 園	宮城県	
	保 育 所		
	家庭的保育事業		七ヶ浜町
家庭的保育事業等	小規模保育事業	七ヶ浜町	
(地域型保育事業)	R 育 事 業) 居宅訪問型保育事業		
	事業所内事業※1		

^{※1} 事業所内保育事業が地域型保育給付の対象となるためには、従業員の子どものほか、地域における保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要です。

2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

給付の対象となる児童に対し、幼児期の学校教育・保育のニーズ量に合わせた施策整備等を実施します。

■見込量の算出方法

次の内容を勘案して、見込み量の算出をしています。

- 〇二ーズ調査により算出された数値を使用しています。
- ○実情に応じて利用実績を見込み量としている項目があります。

1号認定(3~5歳)

	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①量の見込み	174 人	159人	150人	150人	145人
② 確保	特定教育・保育施設 (幼稚園)	130人	130人	130人	130人	130人
内容	確認を受けない幼稚園	55人	55人	55人	55人	55人
達成划	t況2-1	11人	26人	35人	35人	40人

2号認定(3~5歳)

	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①量の見込み	121人	121人	121人	121人	121人
② 確	特定教育・保育施設(認 定こども園・保育所)	121人	121人	121人	121人	121人
保保	特定地域型保育事業	_	_	_	_	_
内容	確認を受けない幼稚園 (従来の私立幼稚園)	_	_	_	_	_
達成	状況②一①	0人	0人	0人	0人	0人

3号認定(1~2歳児)

	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①量の見込み	84人	84 人	84人	84人	84 人
② 確保	特定教育・保育施 (認 定こども園・保育所)	84人	84人	84人	84人	84 人
内容	特定地域型保育事業	_	_	_	_	_
達成物	状況②一①	0人	0人	0人	0人	0人

3号認定(O歳児)

	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
2	特定教育・保育施設(認	15人	15人	15人	15人	15人
確	定こども園・保育所)	15 人				
保						
内	特定地域型保育事業	_	_	_	_	_
容						
達月	或状況②一①	0人	0人	0人	0人	0人

0~2 歳児の保育利用率

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
児 童 数	325人	315人	300人	285人	273 人
利用定員数	99人	99人	99人	99人	99人
保育利用率	30.5%	31.4%	33.0%	34.7%	36.3%

【確保の方策】

年	Ŧ.	度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
			○今後も待機児	童が出ないよう、	、認定こども園	・保育所での保育	の場を提供し、保
	h	宓	護者への支援を	一層充実している	きます。		
内	Л] 容	○随時、子ども	・子育て支援新	制度に関する情報	提供を行います。	。新制度への移行
			を希望する幼稚	園に対しては、和	移行に向けた支援	を行っていきま	す 。

3. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条の規定により市町村は子ども・子育て支援事業計画に従って子ども・子育て支援事業を実施していきます。地域の実情を把握し、ニーズに対応した子育て支援サービスの充実や、子育て相談・情報提供等を通じ、質の高い地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ります。

■見込量の算出方法

次の内容を勘案して、見込み量の算出をしています。

- 〇二ーズ調査により算出された数値を使用しています。
- ○実情に応じて利用実績を見込み量としている項目があります。

1)利用者支援事業

・子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を 円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う とともに、関係機関との連絡調整等を実施していく事業です。

年	度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
確保の内容		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所		
確保の方策		〇町子育て支援センターに専門的知識を有した職員が相談・助言を行なっています。						
		今後も利用者へ	の支援をより一層	層充実していきま す	す。			

2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

・乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	795 人/年	770 人/年	734 人/年	697人/年	667 人/年	
②確保の内容	3,000 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年	
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
達成状況②一①	2,205 人/年	2,230 人/年	2,266 人/年	2,303 人/年	2,333 人/年	
確保の方策	〇町子育て支援センターを拠点として、子育てについての相談・情報提供等を引き					
性体の月束	続き行い、子育てのための支援事業をより一層充実していきます。					

3) 妊婦健康診査事業

・妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

年	度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
		〇安心して出産を	モ迎えられるようタ	壬婦健診の助成を	これまでと同様	に行い、安心し		
確保の方策		て出産できるよう	う支援していきます	す。さらに多胎妇	E婦に対する追加I	助成や、里帰り		
		 出産への償還払いによる助成を継続していきます。						

4) 乳児家庭全戸訪問事業

・生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を 行う事業です。

	年	度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31年度
	確保の方策		○助産師・保健的	Tなどによる家庭!	訪問指導を行い、	発育測定・発達を	相談や子育て相
			談の充実に努め、	育児負担の軽減な	が図れるよう支援	していきます。	

5)養育支援家庭訪問事業

・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

	年	度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31年度
	確保の方策		○乳児の養育にご	Oいて支援が必要で	である家庭に対し、	育児家事支援員	等を派遣し、必
			要性に応じて専門	9的な支援を実施し	、 適切な養育がて	できるよう支援し ^て	ていきます。

6)子育て短期支援事業

・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートスティ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトスティ事業)です。

年 度 平成27年		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
〇二ーズ調査からの量の見込みはみられませんでした。引き続き状況の把					
確保の方策	す。今後も県と選	連携を図り、児童福	晶祉施設等の利用な	さとにより対応し	、子育て支援に
	努めていきます。				

7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

・地域の子育て支援強化のため子育ての援助を受けたい方と援助を行える方を会員とし、地域における育児の相互援助活動を行う事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	336 人/年	312人/年	288 人/年	264 人/年	264 人/年	
②確保の内容	0人/年	100 人/年	150 人/年	200 人/年	264 人/年	
達成状況②一①	▲336人	▲212人	▲138人	▲64 人	0人	
歴界の古笠	〇平成 27 年度はサービス提供基盤の整備を図り、平成 28 年度以降にニーズにあ					
確保の方策	ったサービスが	提供できるよう努	めていきます。			

8) 一時預かり事業

・家庭において保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①町保育所内での一時預かり

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,269 人/年	3,064 人/年	2,899 人/年	2,840 人/年	2,740 人/年
②確保の内容	3,600 人/年				
達成状況②一①	331 人/年	536 人/年	701 人/年	760 人/年	860 人/年

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の	1号認定による利用	240 人/年	240 人/年	240 人/年	240 人/年	240 人/年
見込み	2号認定による利用	760 人/年	760 人/年	760 人/年	760 人/年	760 人/年
②確保 一時預かり事業 の内容		0人/年	500 人/年	1,000 人/年	1,000 人/年	1,000 人/年
達成状況②一①		▲1,000人	▲500人	0人	0人	0人

○保育所での一時預かり事業を継続し、引き続き子育て家庭への支援を充実してい 確保の方策 きます。 ○幼稚園での一時預かり事業の実施については引き続き検討していきます。

9)延長保育事業(時間外保育事業)

・通常の利用時間以外において、認定こども園・保育所等にて保育を行なう事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
①量の見込み	42人	42人	42人	42人	42人		
②確保の内容	42人	42人	42人	42人	42人		
達成状況②一①	0人	0人	0人	0人	0人		
確保の方策	〇現在も保護者の就労状況に合わせた事業を実施しており、今後も認定こども園・						
に床の刀束	保育所にて保育サービスを提供していきます。						

10)病児・病後児保育事業

・病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	480 人/年	480 人/年	480 人/年	480 人/年	480 人/年	
②確保の内容	240 人/年	480 人/年	480 人/年	480 人/年	480 人/年	
達成状況②一①	▲240 人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	
	○専用スペースや看護師等の確保等の問題があり、町単独での実施には難しいとこ					
確保の方策	ろがあります。病児・病後児保育を実施している保育施設への委託を検討し、保護					
	者の就労と子育ての両立への支援を図っていきます。					

11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)事業

・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	156人	180人	187人	180人	165人	
②確保の内容	156人	180人	187人	180人	165人	
	3か所	3 か所	3 か所	3か所	3か所	
達成状況②一①	0人	0人	0人	0人	0人	
	〇環境の整備等を図りながら、平成31年度までに6年生までの児童を対象とした					
確保の方策	事業の展開をしていきます。					
	○事業運営にかかる外部委託の検討をしていきます。					

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

本計画は、七ヶ浜町長期総合計画や関連する他の計画と連携・調整を図りながら、子ども・子育て支援に関わる事業について体系的に取り組み、計画の推進を図ります。

1 子ども・子育て会議の運営

子ども・子育て会議において、本計画を継続的に点検・評価・見直しを実施し、 計画の着実な推進を図っていきます。

2 計画に基づく施策の実施状況の公表

計画の進行状況を点検し計画の着実な推進を目指します。また、計画の実施状況につきましては町民に公表します。計画を変更する場合は、町民のニーズや意見を反映し、公表いたします。

3 関係機関・団体等との連携

1) 町民や関係団体との連携

計画の推進にあたっては、家庭・地域・学校・企業・行政など、子育て支援に関わるすべての人と情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに協働して施策の推進に取り組んでまいります。

2) 地域における推進体制

地域における子育て支援を推進するため、町内会・子ども会育成会・PTA・ 民生委員・主任児童委員・社会福祉協議会・シルバー人材センター・アクア ゆめクラブ・スポーツ少年団・サークル・ボランティア等、情報を共有しな がら人材の確保・育成ができるよう、充実した子育て環境づくりに努めます。

3) 庁内体制の整備

子育て支援センターをはじめ、児童福祉・教育・保健・医療・生活環境等の各部門の総合的な視点から関係課や関係団体との協力が必要となっています。関係機関との体制を整備し、計画を推進してまいります。

資料編

七ヶ浜町子ども・子育て会議

1. 七ヶ浜町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65条。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、七ヶ浜町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組 織)

- 第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は次に揚げる者のうちから、町長が任命する。
 - (1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
 - (2) 事業主を代表する者
 - (3) 労働者を代表する者
 - (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に 関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学歴経験のある者
 - (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(会 長)

- 第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 七ヶ浜町子ども・子育て会議 委員名簿

■会議開催風景



■委員長、副委員長、委員

(敬称略、順不同)

区分	所 属	氏 名	備 考
委員長	教育関係者	中村 幸弘	七ヶ浜中学校教頭
副委員長	教育・保育関係者	渡邊 文雄	認定こども園遠山保育園園長
委員	保護者(保育所)	岸柳 睦代	H25 年度遠山保育所父母の会会長
委員	保護者(幼稚園)	鈴木 こず恵	H25 年度松ヶ浜幼稚園父母教師会長
委員	子ども会育成会	浅野 香子	子ども会育成会 会長
委員	教育関係者	佐藤 郭夫	汐見小学校教頭
委員	教育・保育関係者	本郷 友道	第二柏幼稚園園長
委員	事業所関係者	我妻 郁	杜の都信用金庫七ヶ浜支店支店長
委員	福祉関係者	土井 義子	主任児童委員
委員	福祉関係者	小野 哲	七ヶ浜町社会福祉協議会
委員	行政関係者	赤間 長一	教育総務課長

■事務局

地域福祉課長

子育て支援センター所長 他3名

七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画 平成 27 年 3 月

編集・発行

七ヶ浜町 地域福祉課・子育て支援センター

〒985-0804

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字東兼田 35-10

(子育て支援センター)

電話 (022) 362-7731

七ヶ浜町ウェブサイト http://shichigahama.com